

# 兵庫県介護支援専門員実務研修 実習概要

平成 28 年 11 月  
兵庫県社会福祉研修所

## 1. 実習の位置付けと目的

介護支援専門員実務研修では、前期の日程で学んだ内容を、実際に体験あるいは見学し、後期日程の学びを深めることを目的として、カリキュラム上、2つの実習が位置づけられています。

2つの実習は、法定研修である実務研修の修了要件になります。所定の実習を行わなかった方、報告書等の必要な課題提出が無い方は、研修の修了ができません。

前期7～8日目に配付する「実習ノート」に記載された内容をよく確認し、実習に臨んでください。

### 実習の位置付け

- ・ 実習は、本実務研修の修了要件の必須事項として位置付けられています。
- ・ 実習を修了していない方（必要な提出書類などを出せない方も含む）は、後期以降の研修に参加できません。（＝ 研修を修了することはできません。）

### 実習の目的

- (1) 前期の日程で学んだ内容を、実体験あるいは見学し、後期日程の学びを深める。
- (2) 実習生それぞれが、これまでの職務経験を踏まえながらも、要介護高齢者の多様な生活状況や環境について理解を深める。
- (3) ケアマネジメントプロセスの見学を通じて、「対人援助職」としての介護支援専門員の支援場面の実際を学ぶ。

## 2. 実習の種別について（概要）

本研修における「実習」とは、介護支援専門員実務研修実施要綱（平成27年2月12日付け老発0212第1号厚生労働省老健局長通知）に記載される「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」を指します。

実務研修で必要となる実習は2種類あります。それぞれ、実習に協力していただく「実習協力者」や「受入協力事業所」について、『実習オリエンテーション』以降、実習生自身で探し、調整・同意を得たうえで実習にあたってください。

※社会福祉研修所では、実習生と実習先のコーディネートは一切行っておりませんので、予めご承知おきください。なお、「受入協力事業所」は、兵庫県が提供する「見学実習受入協力事業所一覧」からご自身で調整いただけます。

### 実務研修における2つの実習

実習①  
アセスメント及び  
ケアプラン作成実習

実習②  
ケアマネジメント  
プロセスの見学実習

→両方の実習を行う必要があります。一方のみの実習では、実習修了は認められません。

※詳細は、前期8日目『実習オリエンテーション』時にご説明します。